

## 春日井市障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成金交付要綱

### (趣旨)

第1条 市は、在宅の障害者の外出を促進し、地域における障害者の活動の場の充実を図るため、第3条に規定する事業を行う団体に対し、助成金を交付するものとし、その交付については春日井市補助金等に関する規則（昭和54年春日井市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (助成対象団体)

第2条 助成金の交付を申請することができる者は、市内の障害者を支援する1年以上の活動実績を有する団体とする。

### (助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、市内の障害者が、自宅から外出し、地域において集い交流できる場として次の各号のいずれかに該当するものを1月に1回以上行う事業で、市内の障害者に広く参加を呼びかけ、市内の障害者の継続的な参加が見込まれるものとする。ただし、同一の団体について、1年につき1回を限度とする。

- (1) 障害者が、いつでも自由に集うことができるサロン事業
- (2) 障害者が、宿泊体験を通じ交流できる事業
- (3) 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずる事業として助成金の有効活用が見込まれると市長が認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。

- (1) 政治活動又は宗教活動に係るもの
- (2) 営利事業又はこれに類似するもの
- (3) 当該事業について、市から他の補助金の交付を受けているもの

### (助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、助成事業に要する報償費、需用費（消耗品費及び印刷製本費）、役務費（通信運搬費、保険料及び広報費）、使用料及び賃借料のうち、市長が必要と認めるものとする。

### (助成金の額)

第5条 助成金の額は、助成の対象となる経費に相当する額以内の額とし、1年につき

100,000円を限度とする。

2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

(申請の期日)

第6条 規則第3条に規定する申請の期日は、当該年度の5月31日とする。

(申請書に添付すべき書類)

第7条 規則第3条第3号の規定により補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 申請する年度における役員名簿
- (2) 規約
- (3) その他市長が必要と認める書類

(申請の取下げのできる期間)

第8条 規則第5条第1項の規定により申請の取下げをできる期間は、交付決定通知を受けた日から10日以内とする。

(助成金の交付方法)

第9条 助成金は、規則第4条の交付決定をした後、助成事業を行う団体の請求に基づいて当該交付決定額の4分の3を超えない額を交付し、規則第10条の規定による交付すべき助成金の額を確定した後に精算するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第9条の規定による実績報告は、助成事業実績報告書に次の書類を添えて、助成事業の完了の日から30日以内又は当該完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支報告書

(検査等)

第11条 市長は、助成事業を行う団体に対し、助成金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、その目的を達成するために必要な限度において、助成金の使途について必要な指示をし、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月25日から施行する。
- 2 改正後の春日井市障がい者の居場所・交流の場づくり事業助成金交付要綱の規定は、平成27年4月1日以後の助成金の申請に係るものについて適用し、同日前の助成金の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年3月22日から施行する。